第76回 税理士試験
〔 酒 税 法 〕

熊本県試験会場用解答

11月1日（日）実施



＜ＴＡＣ＞税26　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

第７６回税理士試験（再試験）【熊本県】酒税法

Ｚ－76再－Ｇ〔第一問〕解　答

問１

(1) 酒類又は酒母若しくはもろみをその製造場から移出したものとみなす場合（３点）

次のいずれかに該当するときは、その該当することとなった時にその酒類又は酒母若しくはもろみ（以下「酒類等」という）をその製造場から移出したものとみなす。

① 酒類等が酒類等の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、その製造者の責めに帰することができるとき。

② 酒類の製造免許に付された期限が経過した場合もしくは酒類等の製造免許が取り消された場合又は酒類等の製造者の相続人につき酒類等の製造免許を受けたものとみなされない場合において、その取り消された又は消滅した製造免許に係る酒類等がその製造場に現存するとき。

ただし、その期限の経過又は申請に基づく製造免許の取消しと同時に必要な行為の継続の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

③ 酒類等の製造免許を強制的に取り消された者が必要な行為の継続の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。

④ 酒類等の製造場に現存する酒類等が滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。

ただし、未納税移出の規定の適用を受けて酒類の製造場からその酒類を移出する場合を除く。

(2) 免税購入対象者に対し酒税の免除を受けて販売できる酒類の要件（３点）

輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、当該輸出酒類販売場から移出する酒類のうち、免税購入対象者に対し酒税の免除を受けて販売できる酒類の要件とは次に掲げるものである。

① 当該酒類製造者が製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類であること。

② 当該酒類製造者が製造した酒類であること。

③ 当該販売につき消費税法第８条の規定（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）の適用を受ける酒類であること。

(3) 未納税引取の承認を受けて引き取った酒類について、直ちに酒税が徴収される場合（３点）

未納税引取の承認を受けて引き取った酒類について、税関長の指定した期限内にその酒類が所定の場所に引取られたことについてのその場所の所在地の所轄税務署長の証明書の提出がないときは、直ちにその酒税を徴収する。

(4) 都度申告が必要となる事由（３点）

都度申告が必要となるのは、次のいずれかの事由に該当する場合である。

① 酒母又はもろみの製造場（酒類の製造免許を受けた製造場を除く。）において酒母又はもろみが飲用された場合において、その飲用につき、その製造者の責めに帰することができるとき。

② 酒類の製造免許に付された期限が経過した場合もしくは酒類等の製造免許が取り消された場合又は酒類等の製造者の相続人につき酒類等の製造免許を受けたものとみなされない場合において、その取り消された又は消滅した製造免許に係る酒類等がその製造場に現存するとき。

ただし、その期限の経過又は申請に基づく製造免許の取消しと同時に必要な行為の継続の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

③ 酒類等の製造免許を強制的に取り消された者が必要な行為の継続の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。

④ 担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

(5) 酒母又はもろみの処分又は移出の禁止の規定が設けられている趣旨（３点）

酒母又はもろみは、それ自体独立して特定の用途に供することも考えられるが、通常は酒類の製造過程における中間製成物というべきものであり、これを自由に処分し、又は移出することを容認してしまうと酒類の密造を誘発するおそれがあるため、酒税法においては、特にこの取締りを厳重にし、これを処分し、又は移出しようとする場合には、所轄税務署長の承認を受けさせることにしている。

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

問２　甲のＡ製造場に移入した果実酒に係る酒税法第30条（戻入れの場合の酒税額の控除等）の適用関係と控除を受ける場合の手続（15点）

令和７年５月１日に甲のＡ製造場から課税移出された果実酒のうち令和７年６月10日に甲のＡ製造場に移入された400本については、本来の戻入れ控除の適用があり、６月以後に提出期限の到来する納税申告書（期限内申告に限る。）等で控除等する。

乙のＢ製造場から課税移出された果実酒のうち令和７年６月12日に甲のＡ製造場に移入された300本については、甲が課税移出したものではないため、戻入れ控除の適用はない。また、令和７年６月10日に移入した果実酒のうち100本と令和７年６月12日に移入した果実酒のうち100本を、令和７年６月24日に混和した時点においても新たな酒類の製造には該当しないため、原料使用控除の適用もない。令和７年６月25日に混和後の果実酒200本を課税移出した時点において再移出控除の適用があり、７月以後に提出期限の到来する納税申告書（期限内申告に限る。）等で控除等する。

６月12日に移入した果実酒のうち200本を原料として、６月26日に甘味果実酒を製造した時点において原料使用控除の適用があり、７月以後に提出期限の到来する納税申告書（期限内申告に限る。）等で控除等する。

なお、７月５日に甘味果実酒を課税移出した時点においては、再移出控除の適用はない。

イ．本来の戻入れ控除

酒類製造者がその製造場から移出した酒類をその製造場に戻し入れた場合には、その者がその戻入れの日の属する月（その戻入れの日とその移出の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月）以後に提出期限の到来する納税申告書（期限内申告に限る。）に記載した酒税額の合計額からその酒類につきその移出により納付された、又は納付されるべき酒税額に相当する金額を控除する。

ロ．再移出控除及び原料使用控除

酒類製造者が他の酒類の製造場から移出された場合（戻入れ控除の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、その酒類をその移入した製造場から更に移出したとき、又はその酒類を税務署長に申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者がその移出の日又はその使用の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する納税申告書（期限内申告に限る。）に記載された酒税額の合計額からその酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された又は納付されるべき酒税額に相当する金額を控除する。

ハ．酒税額の還付

上記の場合において、控除を受けるべき月の納税申告書に酒税額の控除不足額の記載があるとき、又は還付申告書の提出があったときは、それぞれ、その不足額又はその申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

ニ．控除を受ける場合の手続

上記の規定による控除又は還付を受けようとする者は、その控除又は還付に係る納税申告書又は還付申告書にその控除又は還付を受けようとする酒税額に相当する金額の計算に関する書類を添付しなければならない。

▸予想配点◂

解答中に記載してあります。

Ｚ－76再－Ｇ〔第二問〕解　答

品目及びその判定理由

商品Ａ（判定理由と併せて4）

品　目	みりん

（判定理由）

連続式蒸留機による蒸留酒は、アルコール分が36度未満であるため、連続式蒸留焼酎に該当する。

米、米こうじ及び当該連続式蒸留焼酎を主原料とした混成酒でこしたものは、アルコール分が15度未満で、エキス分が40度以上であるため、みりんに該当する。

商品Ｂ（判定理由と併せて4）

品　目	甘味果実酒

（判定理由）

前段の酒類は、果実、果糖及び水を原料として発酵させたもので、果糖の重量(100kg)が果実に含有される糖類の重量(80kg)を超えているため、果実酒に該当しない。甘味果実酒に該当する。

後段の酒類は、果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもので、留出時のアルコール分が95度未満であるため、ブランデーに該当する。

甘味果実酒にブランデーを加えたものは、補酒割合が90%以下であるため、甘味果実酒に該当する。

$$\text{補酒割合}=\frac{10\ell\times 50\text{度}}{350\ell\times 10\text{度}+10\ell\times 50\text{度}}\ (12.5\%)$$

商品Ｃ（判定理由と併せて4）

品　目	原料用アルコール

（判定理由）

含糖質物を原料とした蒸留酒は、留出時のアルコール分が95度以上であるため、焼酎の規定から除かれるスピリッツに該当しない。連続式蒸留機による蒸留酒で、アルコール分が45度を超えているため、原料用アルコール(連続式蒸留アルコール)に該当する。

当該原料用アルコールに水を加えたものは、アルコール分が45度を超えているため、原料用アルコールに該当する。

商品Ｄ（判定理由と併せて4）

品　目	スピリッツ

（判定理由）

発芽させた穀類を原料の一部とした蒸留酒は、米こうじを使用しているため、ウイスキーに該当しない。エキス分が２度未満の蒸留酒であるため、スピリッツに該当する。

商品Ｅ（判定理由と併せて4）

品　目	ビール

（判定理由）

麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満で、麦芽の重量(500kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50%((500kg＋100kg＋15kg＋10kg)×50%＝312.5kg)以上であり、こしょう及びかんしょの重量(15kg＋10kg＝25kg)が麦芽の重量の５%(500kg×５%＝25kg)を超えていないため、ビールに該当する。

商品Ｆ（判定理由と併せて4）

品　目	リキュール

（判定理由）

含糖質物を原料とした蒸留酒は、留出時のアルコール分が95度未満であるため、スピリッツに該当する。

その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するものは、合成清酒の主原料として当該スピリッツの使用は認められていないため、合成清酒に該当しない。エキス分２度以上の混成酒であるため、リキュールに該当する。

商品Ｇ（判定理由と併せて4）

品　目	ブランデー

（判定理由）

前段の酒類は、果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもので、留出時のアルコール分が95度未満であるため、ブランデーに該当する。

後段の酒類は、連続式蒸留機による蒸留酒で、アルコール分が36度以上45度以下であるため、スピリッツ(連続式蒸留スピリッツ)に該当する。

ブランデーにスピリッツを加えたものは、原酒割合が10%以上であるため、ブランデーに該当する。

$$\text{原酒割合} = \frac{30\ell \times 60\text{度}}{30\ell \times 60\text{度} + 40\ell \times 40\text{度}} \quad (52.9\%)$$

商品Ｈ（判定理由と併せて4）

品　目	発泡酒

（判定理由）

前段の酒類は、麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもので、アルコール分が20度未満であるため、ビールに該当する。

後段の酒類は、連続式蒸留機による蒸留酒で、アルコール分が36度未満であるため、連続式蒸留焼酎に該当する。

ビールに連続式蒸留焼酎を加えたものは、ビールに該当しない。ホップを原料の一部とした酒類で発泡性を有しており、アルコール分が20度未満であるため、発泡酒に該当する。

①　適用税率

品　　目	商品名	計　　算　　過　　程	税　率 （円／kℓ）
みりん	A		20,000
甘味果実酒	B		120,000
原料用アルコール	C	200,000円＋10,000円×(50度－20度)＝500,000円	500,000
スピリッツ	D		370,000
ビール	E		181,000
リキュール	F	低アルコール分 80,000円＋10,000円×(10度－８度)＝100,000円	100,000
ブランデー	G	200,000円＋10,000円×(40度－20度)＝400,000円	400,000
発泡酒	H	旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。 ビールに連続式蒸留焼酎を加えている。	181,000
連続式蒸留焼酎	I	連続式蒸留アルコールに炭酸ガス及び水を加えたものは、アルコール分が36度未満であるため、連続式蒸留焼酎に該当する。	200,000
ブランデー	J	ブランデーに水を加えたものは、ブランデーに該当する。 低アルコール分	80,000

②　課税標準数量

品　　目	商品名	計　　算　　過　　程	課税標準数量 (㎖)
みりん	A	0.72ℓ×1,000ケース×６本＋0.72ℓ×240本＝4.4928kℓ	4,492,800
甘味果実酒	B	0.72ℓ×2,000ケース×６本＝8.64kℓ (注) 輸出商談会への出品は、移出に該当するため、課税される。[1]	8,640,000
原料用アルコール	C	1.8ℓ×500ケース×６本＝5.4kℓ	5,400,000
スピリッツ	D	1.8ℓ×700ケース×６本－1.8ℓ×20本＝7.524kℓ (注) 医薬品医療機器等法の規定による酒類の収去は、非課税であるため、課税されない。[1]	7,524,000
ビール	E	0.35ℓ×1,200ケース×24本＋0.5ℓ＝10.0805kℓ (注) 製造場内での酒類の試飲は、移出とみなされて課税される。[1]	10,080,500
リキュール	F	0.72ℓ×400ケース×６本＝1.728kℓ (注) 製造者の責めに帰することができない製造場内での飲用は、飲用者が課税されるため、製造者は課税されない。[1]	1,728,000
ブランデー	G	0.72ℓ×1,300ケース×６本＝5.616kℓ	5,616,000
発泡酒	H	0.35ℓ×1,000ケース×24本＝8.4kℓ	8,400,000
連続式蒸留焼酎	I	0.35ℓ×40本＝0.014kℓ	14,000
ブランデー	J	0.35ℓ×55本＝0.01925kℓ	19,250

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

③　課税標準数量に対する本則税額

課税標準数量に対する本則税額の合計額	12,379,046　円

品　　目	商品名	計　　算　　過　　程	課税標準数量に対する本則税額（円）
みりん	A	20,000円×4.4928kℓ＝89,856円	3　89,856
甘味果実酒	B	120,000円×8.64kℓ＝1,036,800円	3　1,036,800
原料用アルコール	C	500,000円×5.4kℓ＝2,700,000円	2　2,700,000
スピリッツ	D	370,000円×7.524kℓ＝2,783,880円	3　2,783,880
ビール	E	181,000円×10.0805kℓ＝1,824,570円	3　1,824,570
リキュール	F	100,000円×1.728kℓ＝172,800円	3　172,800
ブランデー	G	400,000円×5.616kℓ＝2,246,400円	2　2,246,400
発泡酒	H	181,000円×8.4kℓ＝1,520,400円	2　1,520,400
連続式蒸留焼酎	I	200,000円×0.014kℓ＝2,800円	2　2,800
ブランデー	J	80,000円×0.01925kℓ＝1,540円	2　1,540

④　課税標準数量に対する酒税額

課税標準数量に対する酒税額の合計額	9,903,236　円

品　　目	商品名	計　　算　　過　　程	課税標準数量に対する酒税額（円）
		税率の特例 (1) 前年度課税移出数量 100kℓ＋400kℓ＋140kℓ＋200kℓ＋300kℓ＋40kℓ＋230kℓ＋130kℓ ＝1,540kℓ≦3,000kℓ　∴適用あり　1 全品目400kℓ以下 (2) 当年度酒税累計額 ①　４月～７月分 30,000,000円 ②　８月分 12,379,046円 ③　①＋②＝42,379,046円≦100,000,000円 ∴　当月分すべて特例適用 (3) 区分及び割合 ①　(2)①≦50,000,000円 ②　(2)③≦50,000,000円 ∴　当月分すべて20% (4) 軽減後酒税額 12,379,046円×80/100＝9,903,236円	3　9,903,236

⑤　控除を受けようとする酒税額

控除を受けようとする酒税額の合計額	14,228 円

品　　目	商品名	計　　算　　過　　程	控除を受けようとする酒税額（円）
みりん	A	戻入控除 (1) 税　率 20,000円 (2) 戻入数量 0.72ℓ×(100本＋50本)＝0.108kℓ (3) 控除税額 ①　本則税額 20,000円×0.108kℓ＝2,160円 ②　区分及び割合 42,379,046円≦50,000,000円 ∴　20% ③　控除税額 2,160円×80/100＝1,728円	3　1,728
連続式蒸留焼酎	H	原料使用控除 (1) 税　率 200,000円＋10,000円×(25度－20度)＝250,000円 (2) 戻入数量 0.05kℓ (3) 控除税額 250,000円×0.05kℓ＝12,500円	2　12,500

⑥　納付すべき酒税額

計　　算　　過　　程	納付すべき酒税額 円
9,903,236円－14,228円＝9,889,008円→9,889,000円（100円未満切捨）	9,889,000

（注）1、2、3、4は配点基準を表す。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

非常に特殊な状況下で、熊本会場での再試験が行われました。まずはこの場をお借りして、受験された皆さんに対し、大変お疲れ様でした、と申し上げたいと思います。

今回の再試験問題は、理論・計算とも出題形式に特に変更はなく、これまでの出題形式を踏襲した問題となっていましたが、８月に他の会場で実施された試験問題と比べ、理論は難易度が上がり、かつ、解答のボリュームが多い問題という印象でした。逆に、計算は比較的平易な問題であったと言えます。

問１では、(１)～(５)の小問のうち、(１)及び(４)の解答が重複するところがあり、かえって戸惑われた方がおられたかもしれません。また、問２は、《税額控除》について、事例形式で幅広く問う出題でした「戻入控除」、「再移出控除」及び「原料使用控除」につき、いかに与えられた事例に当てはめて的確に解答できたかどうかで得点に差が生じると思われます。

計算については、酒類の判定及び税額計算に関して、一部判断に迷う箇所も見受けられましたが、全体的には比較的解答しやすい問題でした。理論をある程度まんべんなく解答し、計算でどれだけケアレスミスを防ぎ、冷静に判断して解答出来たかどうかが合否のポイントになると思われます。

●合格ライン

〔第一問〕

18点がボーダーラインになると思われる。

〔第二問〕

60点がボーダーラインになると思われる。

予想配点による採点では、ボーダーラインは78点と思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

⑴　合格発表前

TAC 配点での得点	次年度のコース等選択案
78 点以上	次の科目の「**速修コース（※２）**」に進みましょう。 なお、すでに次の科目の学習を始めている方は、その科目の学習を継続してください。
78 点未満	現在の実力(成果・基盤)をしっかりと維持し、特に理論の知識を固めておくことをお勧めします。 ⇒　今年度のもので構いませんので、理論マスター等を利用してください。

※１　合格発表があるまでは合否は分かりません。上記を進路の決定にあたって参考になさって下さい。

※２　比較的時間に余裕がある方は、年内から開講しているコースを追いかけて履修することもご検討ください。

⑵　合格発表後

結　果	次年度のコース等選択案
合　格	次の科目の「**速修コース**」に進みましょう。
不合格	残念ながら再チャレンジとなった場合、コース選択の判断の際は、本試験の評点等を目安にしてください。 ①　本試験の評点が 60 点～77 点の場合 ⇒「**上級コース**」で実践力を養成してください。 ②　本試験の評点が 0 点～59 点の場合 ⇒「**速修コース**」で基本項目の再確認を行いましょう。 【補足】 27 年目標は、税率(計算)に大きな改正がありますので、早めに学習を開始することをお勧めします。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。

上級コース

速修コース